

# 公益社団法人日本馬事協会種雄馬配置料規程

制定 平成22年 8月25日

改正 平成23年11月 1日

改正 令和 3年 5月27日

## (総則)

第1条 種雄馬管理団体(公益社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程(昭和50年7月1日設定。以下「規程」という。)第3条の種雄馬管理団体をいう。以下同じ。)が、規程第7条第1項の規定により公益社団法人日本馬事協会(以下「協会」という。)に支払う種雄馬の配置料については、この規程の定めるところによる。

## (配置料の対象)

第2条 配置料を支払わなければならない種雄馬(日本在来馬を除く。以下同じ。)は、毎年7月1日(以下「基準日」という。)現在において配置されている種雄馬とする。

## (協会が所有する重種種雄馬の配置料)

第3条 協会が所有する重種種雄馬の1頭1年当たりの配置料の額は、その購入価格に次の各号の配置料率を乗じて得た額とする。

(1) 配置後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは、毎年  
3%

(2) 配置後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは、毎年  
2.5%

2 協会が所有する重種種雄馬であって、配置後7年日以降の基準日に

配置されているものの1頭1年当たりの配置料の額は、5,000円とする。

(協会が所有する乗用種雄馬の配置料)

第4条 協会が所有する乗用種雄馬(寄贈を受けたものを除く。以下次項において同じ。)の1頭1年当たりの配置料の額は、その購入価格に次の各号の配置料率を乗じて得た額とする。

(1) 配置後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは、毎年1.5%

(2) 配置後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは、毎年1.0%

2 協会が所有する乗用種雄馬であって、配置後7年目以降の基準日に配置されているものの1頭1年当たりの配置料の額は、5,000円とする。

(センター有種雄馬等の配置料)

第5条 独立行政法人家畜改良センターその他の団体が所有する重種種雄馬及び乗用種雄馬並びに協会が寄贈を受けて所有する乗用種雄馬の1頭1年当たりの配置料の額は、配置後6回目の基準日までは10,000円、配置後7回目の基準日以降は5,000円とする。

(配置料の支払い期限)

第6条 第2条に規定する種雄馬の配置を受けている種雄馬管理団体は、毎年9月30日までに協会の発行する配置料支払請求書により配置料を支払わなければならない。

(配置料の免除)

第7条 協会は、配置先の責に帰し得ない種付事故等により種雄馬とし

ての機能を全く発揮し得なかったと協会の会長が認めたときは、配置料の支払いを免除することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成22年8月25日に施行する。
- 2 「特別賦課金賦課等徴収規程」(昭和50年7月1日設定)は、廃止する。
- 3 平成22年7月1日現在に配置してある種雄馬の廃止前の特別賦課金賦課等徴収規程による平成22年の基準日に係る特別賦課金及び事務手数料の額及びその徴収方法については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年11月1日)から施行する。

#### 附 則

(実施期日)

この規程は、令和3年6月1日から実施する。

